

令和7年度山形県賃金向上推進事業支援金（正社員化コース）支給要綱

（趣旨）

第1条 知事は、非正規雇用労働者の処遇改善、特に女性の賃金向上及び正社員化を促進するため、この要綱の定めるところにより、山形県賃金向上推進事業支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で支給する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）正社員 次の全てに該当する労働者をいう。

イ 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

ロ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。

ハ 同一の事業者には雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇（以下「正社員待遇」という。）が適用されている労働者であること。ただし、正社員待遇が適用されていない正社員としての試用期間中の者を除く。

（2）非正規雇用労働者 前号に掲げる者以外の労働者をいう。

（3）賃金 基本給をいう。

（4）中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者及びその他これに準ずる団体をいう。

（5）業種 日本標準産業分類（令和5年6月改定）の分類による業種をいう。

（対象事業者）

第3条 対象事業者（以下「事業者」という。）は、次の各号を全て満たす者とする。

（1）山形県内に本社及び事業所を有する中小企業等又は山形県内に法人本部及び施設等を有する社会福祉法人であること。

（2）本社及び対象となる事業所又は法人本部及び対象となる施設等が山形労働局管内の雇用保険適用事業所であること。

（3）労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令等を遵守していること。

（支援金支給対象労働者）

第4条 対象となるのは女性労働者（以下「対象者」という。）であって、次の各号を全て満たす者とする。

（1）令和7年4月1日から同年11月30日までの間に、非正規雇用労働者から正社員に転換された労働者であること。

（2）正社員転換後、3か月以上継続雇用されていること。

（3）正社員転換後の時給が転換前より引き上げられていること。

（4）転換された日において、山形県内の事業所で勤務する労働者であること。

（5）転換された日において、山形県内に住所があること。

- (6) 事業者、事業所及び法人の代表者又は取締役等の3親等以内の親族（配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族）でないこと。

（資格要件）

第5条 事業者が、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- (1) 役員等（法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- (3) 役員等が自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していること。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

（支給金額）

第6条 支援金の額は、対象者1人につき10万円とする。

（支給上限額）

第7条 支援金の上限額は、1事業者当たり50万円までとする。なお、上限額に達するまでは、複数回の申請ができるものとする。

（支給の申請）

第8条 支援金の支給を受けようとするときは、令和7年4月1日から同年7月31日までの間に転換を行った場合には、正社員への転換を行った日以後3か月を経過する日から同年11月5日まで、同年8月1日から同年11月30日までの間に転換を行った場合には、正社員への転換を行った日以後3か月を経過する日から令和8年3月4日までに、山形県賃金向上推進事業支援金（正社員化コース）支給申請書（別記様式第1号）（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 対象者に係る正社員転換前及び転換後の雇用契約書又はそれに準ずる書類の写し
- (2) 対象者に係る、正社員転換前1か月、転換後3か月分の出勤状況及び賃金の支払状況を明らかにする書類の写し
- (3) 賃金増額確認書（正社員化コース）（別記様式第2号）
- (4) 対象となる事業所が山形労働局管内の雇用保険適用事業所であることを証する書類の写し
- (5) 誓約書（別記様式第3号）

- (6) 振込を希望する通帳の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

(支給の決定等)

第9条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、山形県賃金向上推進事業支援金（正社員化コース）支給決定通知書（別記様式第4号）又は山形県賃金向上推進事業支援金（正社員化コース）不支給決定通知書（別記様式第5号）により事業者へ通知するものとする。

2 知事は、前項による支給決定通知後、速やかに、事業主に支援金を支払うものとする。

(支給決定の取消し等)

第10条 知事は、支給決定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支給対象の要件に反している事実が認められたとき。
- (2) 偽りその他不正な行為（以下「不正受給」という。）によって支給を受け又は受けようとしたとき。
- (3) その他知事が支給の決定を取り消す必要があると認めたとき。

2 事業者が不正受給を行った場合は、以下の取扱いとする。

- (1) 不正受給が判明した日以降、県が実施する次に掲げる支援金は支給しない。

イ 令和7年度山形県賃金向上推進事業支援金（賃金アップコース）支給要綱に定める支援金

ロ 令和7年度山形県賃金向上推進事業支援金（正社員化コース）支給要綱に定める支援金

- (2) 当該不正受給を行った事業者の名称、所在地及び不正の内容を関係機関に情報提供するものとする。

(支援金の返還)

第11条 知事は、支援金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に支援金を支給していたときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとし、当該事業者に対し、知事が別に定める書面により通知するものとする。

(疑義についての協議)

第12条 この要綱に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、必要に応じ知事あて協議するものとする。

(支援金の経理)

第13条 支援金の支給を受けた事業者は、支援金にかかる収支に関する帳簿及び関係書類を令和8年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年度山形県賃金向上推進事業支援金（正社員化コース）支給申請書

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 〳
所在地
名 称
代表者職・氏名

山形県賃金向上推進事業支援金（正社員化コース）の支給を受けたいので、同支援金支給要綱第 8 条の規定により申請します。

記

1 申 請 額 金 円 （申請回数 回目）

2 支援金申請額の内訳

対象者数（A）	支給単価（B）	申請額（C=A×B）	既受給額
人	100,000 円	円	円

※「申請回数」は申請上限額に達するまで、複数回申請が可能です。今回の申請が何回目かを記載してください。
※「既受給額」は今年度既に支給を受けた場合に、その金額を記載してください。

3 振込希望金融機関の口座

振込希望 金融機関	金融機関名		口座の種類	普通 ・ 当座 ・ その他
	支 店 名		口座番号	
	(フリガナ)			
	口座名義			

4 申請者の概要

(1) 業種等

☐ 製造業	☐ 卸売業, 小売業	☐ 宿泊業, 飲食サービス業
☐ サービス業	☐ 社会福祉法人	☐ その他（ ）

※該当する業種を御確認のうえ、□に✓を記載ください。

(2) 事業規模

☐ 小規模事業者	☐ 中小企業等	資本金	円	常用雇用者数	人
---------------------------------	--------------------------------	-----	---	--------	---

※ 常用雇用者数は本社含む事業所全体の人数を記載してください。

5 支給対象労働者の内訳（正社員転換を行った日を基準日とする）

	氏 名	生年月日 (年齢)	正社員 転換日	事業所の名称、住所※1	支給対象労働者の 住 所
例	山形 花子	S59. 1. 1 (41 歳)	R7. 6. 1	(株) ○○金属工業 山形市松波○丁目□番地	山形市鉄砲町○丁目□ー △△
1					
2					
3					
4					
5					

※1 支給対象労働者が勤務する事業所の名称、住所を記入。

6 提出書類確認表（提出書類を確認のうえ確認欄の□に✓を入れてください）

提出書類	確認
山形県賃金向上推進事業支援金（正社員化コース）支給申請書（別記様式第1号）	☐
正社員転換前及び転換後の雇用契約書又はそれに準ずる書類の写し	☐
正社員転換前1か月・転換後3か月分の出勤簿の写し	☐
正社員転換前1か月・転換後3か月分の記載がある賃金台帳の写し	☐
賃金増額確認書（正社員化コース）（別記様式第2号）	☐
雇用保険適用事業所設置届又は労働保険概算・確定保険料申告書（直近）等の写し	☐
誓約書（別記様式第3号）	☐
振込希望通帳の写し（金融機関、支店名、口座番号、口座名義人フリガナが確認できるページ）	☐

※添付漏れがある場合は受け付けられませんので、確認のうえ提出してください。

7 支給要件確認表（支給要件に合致するか、確認欄の□に✓を入れてください）

要件項目	確認
山形県内に本社及び事業所を有する中小企業等又は山形県内に法人本部及び施設等を有する社会福祉法人である	☐
令和7年4月1日から令和7年11月30日までの間に、事業所内の非正規雇用労働者を正社員に転換している	☐
対象者を、正社員転換後3か月以上継続雇用し、申請日時点で在籍している	☐
正社員転換後の賃金を転換前より引上げている	☐
本社及び対象となる事業所又は法人本部及び対象となる施設等が山形労働局管内の雇用保険適用事業所である	☐
労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令等を遵守している	☐
対象者は、女性労働者である	☐
対象者は、転換された日において、山形県内の事業所で勤務する労働者である	☐
対象者は、転換された日において、山形県内に住所がある	☐
対象者は、事業者、事業所及び法人の代表者又は取締役等の3親等以内の親族でない者である	☐

8 申請担当者

所属・職・氏名		電話	
E-mail		FAX	

※ 担当者氏名はフルネームを記載してください。

賃金増額確認書(正社員化コース)

対象労働者の氏名

正社員転換日

年 月 日

賃金算定期間 月額※① 実労働時間※② 時給※①
転換前 月 日 ~ 月 日 円 ÷ 時間 = 円
(A)

賃金算定期間 月額※① 月平均所定労働時間※③ 時給※①
転換後 月 日 ~ 月 日 円 ÷ 時間 = 円
(B)

(B)-(A)
円

・年間所定労働日数 日 (C)

・1日当たりの所定労働時間 時間 (D)

・月平均所定労働時間 = 年間所定労働日数 / 12 × 1日当たり所定労働時間
0 時間

注意
※①は雇用契約書等に記載されている時給単価又は月額を記載してください。
※②は時間給の場合は、実労働時間数を記載してください。
※③は正社員転換後、月給制となった場合は、月平均所定労働時間を記載してください。
※転換日が賃金算定期間中に当たり日割計算が発生する場合は、その翌月（満額支給月）と比較します。
※月平均所定労働時間が上記により算定できない場合は以下に積算方法を記載してください。

誓 約 書

山形県知事 殿

所在地
名 称
代表者名

令和7年度山形県賃金向上推進事業支援金（正社員化コース）の支給申請をするに当たり、次に掲げる事項について相違ないことを誓約します。

- （1） 本社及び対象となる事業所又は法人本部及び対象となる施設等が山形労働局管内の雇用保険適用事業所であること。
- （2） 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- （3） 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- （4） 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- （5） 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- （6） 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

ヘ 当該支援金を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする事

- （7） 支給申請書の作成に当たっては、虚偽の記載を行わないこと。

年 月 日

令和7年度山形県賃金向上推進事業支援金（正社員化コース）支給決定通知書

事業者名 様

山形県知事

年 月 日付けで申請のありました令和7年度山形県賃金向上推進事業支援金（正社員化コース）について、下記のとおり支給することに決定しましたので通知します。

記

支給決定額 金 円

- 1 次のいずれかに該当する場合は、支援金支給決定の全部又は一部を取り消しのうえ支援金の返還を求めます。
 - ① 支給対象の要件に反している事実が認められたとき
 - ② 偽りその他不正な行為（以下「不正受給」という。）によって支給を受け又は受けようとしたとき
 - ③ その他知事が支給の決定を取り消す必要があると認めたとき
- 2 不正受給等を行った場合は、次の取扱いとします。
 - ① 不正受給が判明した日以降、県が実施する次に掲げる支援金は支給しない。
 - ア 令和7年度賃金向上推進事業支援金（賃金アップコース）
 - イ 令和7年度賃金向上推進事業支援金（正社員化コース）
 - ② 不正受給を行った事業者の名称、所在地、不正内容を関係機関に情報提供する。

様式第5号

年 月 日

令和7年度山形県賃金向上推進事業支援金（正社員化コース）
不支給決定通知書

事業者名 様

山形県知事

年 月 日付けで申請のありました令和7年度山形県賃金向上推進事業支援金（正社員化コース）について、下記の事由により支給しないことに決定しましたので通知します。

記

【事 由】

【対象者】